

心のバリアフリーの意義
—当事者と社会の意識の差に着目して—

社会福祉学専攻 菅原 夢乃

要 旨

2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に取り組みられた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、心のバリアフリーについて、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」と明記されている。現代社会において、心のバリアフリーという言葉は様々な場面で使用されており、やわらかい・優しいといったようなイメージは社会に浸透していても、本来どのような意義を持っているのかが周知されていない印象を受ける。

また、この言葉が与える印象として、障がい者等に対して、パターンリズムのような違和感があるのではないかと筆者自身が考えていることが研究の動機である。よって、本研究は「心のバリアフリー」という言葉の意義について、障がい当事者と社会が捉えている意識の差を明確にすることを目的とした。

本研究での社会とは「福祉などに携わっていない世間一般」と定義し、社会が捉えている意識については、歴史の変遷、障害者白書における障がい者観の変化、自治体が発行しているガイドブックからの分析を行い、「共生社会を実現するために、障がい者や高齢者など、特定の困難がある人に対して、差別をせずに助け合うこと」と定義した。

また、障がいを持つ当事者の意識については、アンケート調査とインタビュー調査を実施し、分析を行った。アンケート調査からは、障がいのない人が当たり前として生活していることを、障がいを持つ当事者も当たり前とできる社会を求めており、「障がいを持つ人に優しく接する社会」「思いやりを持って助けてあげる社会」「特定の困難がある人に対して差別をしない社会」を求めているわけではないということが分かった。インタビュー調査からは、障がいを持つ当事者自身も他者に対して何らかの心のバリアを持っているということが明らかとなり、心のバリアフリーは障がいのない人が障がいのある人に対して行うものではなく、誰もが自分と違う状況の人に対して理解をするべきであるという考察に繋がった。

結果、「社会の中で一般的に捉えられている心のバリアフリーの意識」と「障がい当事者が捉えている心のバリアフリーの意識」については、差があるということが明確になった。

現代社会において心のバリアフリーは、障がい者の社会参加を促進するためのものとして実践するよう促進され、障がい者らの権利を守るための手段として捉えられていることが明らかとなり、本来あるべき心のバリアフリーの捉え方とも差があった。

心のバリアフリーが、障がい者の社会参加などを含む権利を守るためのものとして、存在してはならない。障がい者の権利を守り、共生社会の実現や、障がいのある人に対するバリアは社会が作り出しているという社会モデルの理解促進を進めるのは心のバリアフリーではなく、法律や国の政策・制度であり、そのための手段として障がいの理解をすすめることや合理的配慮に取り組むことが必要であると考えられる。その基盤がある上で、様々な心身の特性や考え方もつすべての人々が相互にコミュニケーションをとり、支え合うことという認識のもと、心のバリアフリーが謳われるという形が、本来目指すべき心のバリアフリーで

ある。

今後の課題として、本来目指すべき心のバリアフリーの形を正しく伝える手段を開発すること、政策・制度や教育の面、福祉の視点として、障がい者も一人の人であり、障がいのある、なしにかかわらず、当たり前誰もが同じ権利を持って生活しているというところから、改めて捉え直す必要があり、障がいを持つ人たちが日々生活の中で抱えている困難を、適切な形で権利として守られなければいけないことを伝える手段や、差別・偏見について心のバリアフリーだけで解決していい問題ではないということを考える機会をどう設けていくべきなのかということに取り組んでいく必要がある。